

### 3 初任者研修について

#### I 平成30年度 初任者研修実施状況について

##### 1 対象者数

	小学校	中学校	高校	特別支援	養護教諭	栄養教諭	合計
対象者数	126	62	20	24	15	5	252
除外者数	10	3	1	0	0	0	14

※高校は、市立（甲陵高校）3名を含む。

##### 2 研修の構成

初任者研修は、文部科学省が示している7分野（基礎的素養、学級経営、教科指導、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、生徒指導・進路指導）と「やまなし教員等育成指標」で求める資質・能力に基づいて研修を実施している。

平成30年度初任者研修は、校内研修年間300時間、校外研修年間23日で構成されている。なお、新採用研修として実施している養護教諭及び栄養教諭は、校外研修15日で構成されている。

##### 3 研修の成果について

###### (1) 校内研修

- ①初任者は、研修への意識が高く、指導教員の適切な指導助言により力量が向上している。
- ②指導教員を中心に全校体制による研修を行うことで、初任研のみならず校内研全体が活性化し、学校全体にとっても有意義な実践的研修となっている。
- ③初任者研修の総合教育センターへの移管に伴い、本庁との連携を図りながら、今後、研修を円滑に実施していくための基盤となる体制作りを進めることができた。

###### (2) 校外研修

- ①初任者に研修を通じて組織としての学校の一員であることの自覚が育っている。
- ②様々な校種の初任者が一堂に会して研修を行うことで、活発な情報交換が行われ、異校種間連携を意識した指導の在り方について考える機会となっている。
- ③学級経営、授業でのICT活用、教科指導、危機管理、防災教育等、研修で学んだことは、「すぐ役立つ、活用できた」と振り返る初任者が8割を超え、その他の研修においても6～7割程度おり、「実践的指導力を養い、幅広い知見を得る」という初任者研修の目的を果たしている。
- ④特別支援学校参観研修、宿泊研修、企業等体験研修、福祉とボランティア研修、博学連携研修を通じて、「生きるということ」「働くということ」「児童生徒の視点」といったことを学び、教育の原点を考えるとともに、社会人としての生き方・在り方を顧みる機会となっている。

###### (3) 校外研修におけるアンケート結果

初任者の受講アンケート結果は、以下のとおりである（年明け2回は除く）。

	大いに満足	満足	やや不満	不満
センターでの研修の平均	92.6%	7.1%	0.3%	0%

#### 4 研修の課題について

##### (1) 校内研修

- ①小・中学校のほとんどの初任者は学級担任（今年度の初任者188名中167名が学級担任）であり、様々な教育課題を抱えている。初任者の勤務時間が長くなりがちで健康管理も心配される。研修の内容や質を保つために勤務時間外に指導を行わざるを得ない状況もある。
- ②初任者研修の総合教育センターへの移管に伴い、書類の提出、企業等体験研修の実施等について、市教委や教育事務所から何点か要望があったことに対応していく必要がある。

##### (2) 校外研修

- ①初任者研修は、全校種揃って開催された平成4年から26年が過ぎ、教員の多忙化や育成指標との兼ね合い等、社会情勢が変わってきており、全体的な見直しが必要である。
- ②受検年齢が49歳以下に引き上げられたことや、身体に障害のある初任者への合理的配慮等について検討しておく必要がある。

## II 2019年度 初任者研修について

### 1 採用者数（含む除外者）

	小学校	中学校	高校	特別支援	養護教諭	栄養教諭	合計
採用者数	116	75	15	25	9	7	247

### 2 2019年度初任者の校外研修計画について

#### (1) 文科省「初任者研修の弾力的実施について（通知）」に対する対応

- ・校外研修実施日数の変化

年度	～2017	2018	2019
校外研修実施日数	25	23	21

#### (2) 宿泊研修

- ・平成30年度と同様に、1泊2日、前団・後団で実施予定。

### 3 今後の課題

「平成30年6月23日付30文科初第493号」では、校内研修の実施時間、校外研修2～3年目研修の創設（山梨県は5年経験者研修を実施）、教職大学院修了者に対する個別的対応、校内研修指導体制の工夫等を求めている。

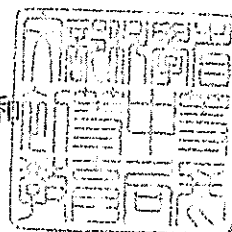
若手教員育成における初任者研修の在り方については、今後更に検討していく必要がある。



各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長

殿

文部科学省初等中等教育局長  
高橋道和



(印影印刷)

### 初任者研修の弾力的実施について（通知）

若手教員の時期は、学び続ける教員としての基礎を培う重要な時期であり、その時期に法定研修として実施されている教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第23条に基づく初任者研修は、その制度創設以来、各任命権者等の御尽力により、初任者研修を受ける公立の小学校等の教諭等（以下「初任者」という。）の資質能力の向上に関して有効に機能してきたところです。

こうした中で、教職生涯を通じた教員の資質能力の向上という観点からは、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年法律第87号）の施行に伴い、任命権者が校長及び教員としての資質の向上に関する指標を定めるとともに、研修を体系的かつ効果的に実施するための教員研修計画を定めることとされたところであり、このことを受け、各地域においては、初任者研修をはじめとした若手教員に対する研修の充実が図られることが期待されています。

また、国においては、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第5号）の施行に伴い、初任者研修に係る教員定数の基礎定数化を図り、初任者に対する指導体制が安定的に整えられるよう努めているところです。

近年、各地域においては、別紙のようなベテランの教員やミドルリーダークラスの教員がメンターとして若手教員の指導や助言を行ったり、授業研究等を行ったりしながらチーム内で学び合う中で若手教員を育成するいわゆるメンター方式による校内研修といった工夫も見られるところです。また、多くの地域においては、若手教員の育成の強化を図るため、初任者研修のみで若手教員の研修を終えるのではなく、2年目研修や3年目研修を実施するなど若手教員のための研修を継続して実施する取組が行われてきています。

また一方、初任者の側については、以前より臨時的に任用された講師等としての教職経験を積んだ後に採用される者がおり、また、その教職経験も人により様々であること、近年ではほぼ全都道府県に設置された教職大学院を修了して採用される者も増えていることのほか、一部の地域においては、教員志望の学生を対象にして、初任者の円滑な入職や必要最低限の実践力獲得のためにいわゆる「教師養成塾」が行われているなど、初任者の教職に関わる背景事情が多様化してきています。

初任者研修の実施に関しては、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）」（平成27年12月中央教育審議会）において、「初任者研修の弾力的な運用を可能にするよう現在の初任者研修の運用方針を見直すことが必要である」旨の提言がなされているところであり、以上のような状況を踏まえ、初任者研修の実施に当たっては、入職前、入職後を通して組織的かつ継続的に若手教員の育成が図られるよう、下記のことについて留意し、必要な改善を図っていただくようお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会に対して本件の周知をお願いします。

## 記

### 1 校内研修の実施時間及び校外研修の実施日数の弾力的設定

初任者研修における研修時間・日数の目安としては、従前、文部科学省より、校内研修については週10時間以上、年間300時間以上、校外研修については年間25日間以上等を都道府県教育委員会等に対して会談等で周知してきたところである。

このことについて、各地域における初任者研修を含めた若手教員に対する研修全体の実施状況等を踏まえ、初任者研修の校内研修の実施時間及び校外研修の実施日数を弾力的に設定することが考えられること。

### 2 教職大学院修了者等に対する個別的対応

(1) 教職大学院修了者について、当該教職大学院における学修の成果を踏まえ、初任者研修の実施に当たり、一般の初任者が受ける内容の一部を実施しない、又は一般の初任者が受ける内容よりも高度な研修を実施するなどの対応が考えられること。

(2) 採用前に臨時的に任用された講師等としての勤務経験を有する者について、当該講師等としての勤務期間において受けた研修等の成果を踏まえ、初任者研修の実施に当たり、一般の初任者が受ける内容の一部を実施しないなどの対応が考えられること。このことに関連して、必要に応じ、臨時的に任用された講師等に対する研修の充実についても併せて検討していただきたいこと。

(3) いわゆる「教師養成塾」など、採用前の者に対して計画的に行われる、教員としての資質能力の向上を図るための取組における学びの成果を踏まえ、当該学びを行った者について、初任者研修の実施に当たり、一般の初任者が受ける内容の一部を実施しないなどの対応が考えられること。その際、上記のような入職前の学びへの参加は当然に受講者の任意によるべきものであり、義務的なものと受け取られることのないよう留意すること。

### 3 校内研修における指導に係る教員定数の効果的活用と体制の工夫

義務教育諸学校における初任者に対する校内研修の指導体制については、従前、地域に初任者研修の拠点校を設け、その学校に初任者指導教員を配置し、当該教員が拠点校を含む地域の複数の学校に分散して配置されている初任者の指導に当たる「拠点校方式」を前提として教員定数の加配措置を行ってきたところである。

初任者研修に係る教員定数の基礎定数化（2026年度までに漸次実施）については、「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（平成29年3月31日付け28文科初第1854号）において留意事項等を示してきたところであるが、この基礎定数については、拠点校方式による初任者のみを対象とした指導に係る活用に加え、例えば、前述のようなチーム内で学びあう中で初任者等の若手教員を育成するいわゆるメンター方式における研修コーディネーターとしての活用等も可能であること。このことも踏まえ、それぞれの地域の実情に応じ、初任者を効果的に育成するための体制を工夫していただきたいこと。

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局教職員課研修支援係  
Tel : 03-5253-4111 (内線 2986)

# 初任者研修計画一覧

対象	研修番号						実施日	研修会名	研修内容	会場	実施機関
	小	中	高	特	養	栄					
小中高特 養栄	1101	1201	1301	1401	1501	1601	4/12(金)	開講式	開講式 講話(教育監)	総合教育 センター	総合教育 センター
								教育公務員の服務	教育公務員の服務 研修の概要オリエンテーション		
								学校運営への参画	初任者としての学校運営への参画 研修申込方法		
								学級経営	【小・中・高】学級経営の理論と実践 【特】新任教員の心構え		
								養護教諭専門1	学校保健活動の推進と養護教諭の役割		
								栄養教諭専門1	栄養教諭の役割		
								接遇	社会人としての接遇の在り方		
小中高特 養栄	1102	1202	1301	1402	1502	1602	4/26(金)	学習指導要領	学習指導要領と学習評価	総合教育 センター	総合教育 センター
								授業でのICTの活用	授業における情報教育機器の効果的な活用の仕方		
								生徒指導	生徒指導の意義と進め方		
								養護教諭専門2・3	養護教諭のための情報処理 健康管理		
								栄養教諭専門2・3	栄養管理 学級活動における食に関する指導		
								特別支援教育基礎	特別支援教育の現状と今後の課題		
小中高特 養栄	1103	1203	1303	1403	1503	1603	5/17(金)	特別支援学校参観	特別支援学校参観(9校) 研究協議	特別支援 学校	総合教育 センター
小中高特 養栄	1104	1204	1304	1404	1504	1604	5/31(金)	教科指導法1	【小】国・社・算の指導法(選択履修) 【中・高】教科別 【特】小・中・高の教科選択	総合教育 センター	総合教育 センター
								養護教諭専門4	学級活動における保健指導		
								栄養教諭専門4	食に関する指導の在り方		
								人権教育	人権教育の意義と進め方(いじめ・体罰を含む)		
								宿泊研修事前1	宿泊研修事前研修1		
小中高特 養栄	1105	1205	1305	1405	1505	1605	6/14(金)	教育公務員の勤務と給与	教育公務員の勤務と給与	総合教育 センター	総合教育 センター
								キャリア教育	キャリア教育の意義と進め方		
								特別活動	特別活動の意義と進め方		
								養護教諭専門5・6	食物アレルギー対応 他 食物アレルギー緊急時対応		
								栄養教諭専門5・6	食物アレルギー対応 他 学校給食の活用		
								宿泊研修事前II	宿泊研修事前研修II		
小中高特 養栄	1106	1206	1306	1406	1506	1606	6/28(金)	危機管理～情報～	情報に関する危機管理	総合教育 センター	総合教育 センター
								健康教育～保健・安全～	学校安全と健康教育の意義と進め方		
								運動部活動の在り方	運動部活動の意義と進め方		
								健康教育～食育～	食育の意義と進め方		
								宿泊研修事前III	宿泊研修事前研修III		
小中高特 養栄	1107	1207	1307	1407	1507	1607	7/25(木)	宿泊研修1(前団)	入所のついで 校外学習等の引率の心構え 野外炊事の実際 情報交換会 ストレスマネジメント	八ヶ岳 少年 自然の家	総合教育 センター
	1108	1208	1308	1408	1508	1608	7/26(金)	宿泊研修2(前団)	自然観察活動の実際と指導法 研修のまとめ 退所のついで		
	1107	1207	1307	1407	1507	1607	7/29(月)	宿泊研修1(後団)	入所のついで 校外学習等の引率の心構え 野外炊事の実際 情報交換会 ストレスマネジメント		
	1108	1208	1308	1408	1508	1608	7/30(火)	宿泊研修2(後団)	自然観察活動の実際と指導法 研修のまとめ 退所のついで		
小中高特 養栄	1109	1209	1309	1409	1509	1609	8/8(木)	防災教育	防災教育の意義と進め方	総合教育 センター	総合教育 センター
								学校教育相談	教育相談の意義と進め方		
小中 養栄	1110	1210			1510	1610	8/19(月)	道徳教育	道徳教育の意義と進め方 道徳授業づくり	総合教育 センター	総合教育 センター
								養護教諭専門8・9	健康管理・食物アレルギーについて 保健指導の進め方		
								栄養教諭専門8	衛生管理		
小中高特 養栄	1111	1211	1310	1410	1511	1611	夏季休業中	教科指導法2	【小】 外国語活動研修を全員履修 8月7日(水) 【中・高】各教科別に教科専門研修より選択履修 【特】 研修番号(503)(504)から1つ選択	総合教育 センター	総合教育 センター
								養護教諭専門7	研修番号(801)「救急処置研修会」を履修 8月9日(金)		
								栄養教諭専門7	研修番号(291)「食育研修会」を履修 8月7日(水)		
小中高特	1112	1212	1311	1411			夏季休業中	教科指導法3	【小】 音楽・図画工作・家庭・体育の指導(教科専門研修より選択履修) 【中・高】各教科別に教科専門研修より選択履修 【特】 研修番号(503)(504)から1つ選択 【教科指導法2で選択した研修以外から1つ選択】	総合教育 センター	総合教育 センター
小中高特 養栄	1113	1213	1312	1412	1512	1612	10/18(金)	総合的な学習の時間	総合的な学習の時間の意義と進め方	総合教育 センター	総合教育 センター
								博学連携	博物館等への訪問(6施設)と学校教育への活用の仕方		
小中高特	1114	1214	1313	1413			11/15(金)	小中:企業等体験	民間企業等体験研修(市教委・各事務所ごと)	各企業	総合教育 センター
								高特:福祉とボランティア	福祉施設等への訪問体験(6施設) ボランティア活動の意義と進め方		
小中高特	1115	1215	1314	1414			7～11月 (2日間)	地域と教育	グローバル化への対応という視点から、文化財・地理・歴史・自然等の 地域資源の教材化	各地域	総合教育 センター
小中高特 養	1116	1216	1315	1415	1513		1/10(金)	ICTを活用した授業実践	ICTを活用した授業実践発表と研究協議	総合教育 センター	総合教育 センター
								養護教諭専門10・11	保健教育実践発表と研究協議 学校保健活動の評価		
小中高特 養栄	1117	1217	1316	1416	1514	1613	1/24(金)	研修の成果と課題	初任者研修の成果と課題についての発表と研究協議	総合教育 センター	総合教育 センター
								地域と教育成果発表	「地域と教育」研修の成果物の発表		
								教育監講話	講話(教育監)		
								閉講式	閉講式		